令和2年1月20日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会総会(令和2年第1回)議事録

- 1. 開催日時 令和2年1月20日(月曜日)午後2時
- 2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
- 3. 出席委員(23名)

2番	熊	谷	正	博	1	4番	小	野	眞	_
3番	遠	藤	幸	男	1	5番	小	松	幸	夫
4番	眞	坂	平	通	1	6番	大	場	弥	吉
5番	冨	樫	公	_	1	7番	佐	藤	喜	勝
6番	石	井		勲	1	8番	岡	部	五	一郎
7番	庄	司	和	夫	1	9番	古	関	幸	子
8番	佐	藤		崇	2	0番	佐る	木	純	_
9番	畑	Щ	留身	長子	2	1番	齌	藤		誠
10番	佐る	木		亨	2	2番	佐る	木	知	榮
11番	佐	藤	俊	和	2	3番	佐	藤	和	子
12番	大	瀧	浪	雄	2	4番	佐	藤	系	悦
13番	佐	藤	秀	孝						

- 4. 欠席した委員(0名)
- 5. 議事日程第1号 令和2年1月20日 午後2時
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
 - 第6. 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第7. 議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可取り消しの件
 - 第8. 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第9. 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第10. 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画 (案)の作成の件
 - 第11. 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件
 - 第12. 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件
 - 第13. 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う地上権設定の件
 - 第14. 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第15. 議案第11号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
- 6. 本日の会議に付した事件 議事日程第1号のとおり
- 7. 出席した事務局職員

事務局長	高	橋	孝	紀、	次	長		柳	田		保、
農地班長	小	松	和	則、	主	查		釜	台	勇	樹、
主 査	鎌	田	美差	答子、	主	任		佐々	木	智	慧、
主事(矢島庶務班)	村	上	崇	敬、	主任	(岩城原	無務班)	佐	賀		歩、
主査(由利庶務班)	加	Ш	長	太、	主事	(大内原	無務班)	池	田	卓	也、
主事(東由利庶務班)	高	橋	直	希、	主事	(西目原	無務班)	髙	橋	菜	摘、

主任(鳥海庶務班) 櫻井浩規

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

14番 小 野 眞 一 16番 大 場 弥 吉

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年1月8日公示招集されました、令和2年第1回総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、委員総数23名中23名であります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。 また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。 本日の提出案件は、議案第1号から議案第11号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、14番・小野眞一委員、16番・大場弥吉委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、 本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する。)

○議長

日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、農地 法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設

定である旨述べ、案件については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の すべてを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第1号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望又は贈与である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第2号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【举手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転許可取り消しの件」を議題と し、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は申請地番に誤りがあったためである旨 説明する。)

○議長

議案第3号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ござい

ませんか。

【15番手を挙げる】

○議長

15番・小松幸夫委員。

○15番(小松幸夫委員)

申請地番に誤りがあったということでしたが、もう少し詳しく説明してください。

○議長

事務局。

○事務局

昨年の12月総会で3条許可をしているのですが、その際に贈与しない地番についても誤って申請をしてしまったため、一旦許可を取り消したうえで、あらためて必要な地番について贈与の申請をしたい旨の申出があったものです。

○議長

15番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は、申請のとおり、許可を取り消すことに賛成の諸君の挙手 を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、申請のとおり、許可を取り消すことに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ説明し、以下のとおり補足する。)

本議案の1番の集積計画が承認された場合は、通常は翌月総会において農業公社から受け手農家への所有権移転の集積計画をお諮りすることになりますが、このたびは受け手農家が1耕作後、1年後の所有権移転を希望しています。このため議案第5号26番の案件で農業公社から受け手農家に1年間の使用貸借権を設定した後、令和3年1月総会で農業公社から受け手農家への所有権移転をお諮りする予定です。

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項の各号を満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第4号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【22番手を挙げる】

○議長

22番・佐々木知榮委員。

○22番(佐々木知榮委員)

本荘1の案件は1年間利用権を設定し1年後に所有権を移転するという説明でしたが、なぜ 直接所有権移転を行わないのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

受け手農家が買入資金をすぐには準備できないということで、農業公社の農地売買事業の即売りタイプを活用するのですが、即売りタイプのなかにも1年1耕作後の売り渡しというメニューがあり、これを活用したいとの申出があったものです。

○議長

22番いかがですか。

【22番手を挙げる】

○議長

22番・佐々木知榮委員。

○22番(佐々木知榮委員)

1年間耕作することになると中間管理機構との関係も出てくるのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

農業公社と受け手農家との間で使用貸借権を設定するため、中間管理機構との関係は発生しません。

○議長

22番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【举手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

日程第9、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の235番につきましては、設定をする者が本総会までの間にお亡くなりになりま

したので、相続人と設定を受ける者との間で利用権設定を行うべきところですが、どなたが相続人になるか、本日までに確認できていないことから、議案第5号から削除することといたします。

本議案の1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第5号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より 説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は5年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第5号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号1番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第5号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第5号2番から7番までにつきましては、B委員が関係する事案でありますので、 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【B委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第5号2番から7番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、 事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は2年又は3年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第5号2番から7番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号2番から7番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸 君の挙手を求めます。

【举手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第5号2番から7番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【B委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第5号8番につきましては、C委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【C委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第5号8番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より 説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は3年である旨説明し、計画の内容について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第5号8番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号8番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【举手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第5号8番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【C委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第5号9番から285番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は4年又は5年又は7年又は10年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項の各号を満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第5号9番から285番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。 ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号9番から285番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第5号9番から285番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である 旨説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第6号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第6号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」 を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を 求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は10年である旨説明し、計画の内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第7号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第7号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、 事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案 件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定 した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第8号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告を お願いいたします。

調査員、5番・冨樫公一委員。

○5番(冨樫公一委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第8号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第8号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。 お諮りいたします。議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

【举手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う地上権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、議案第10号4番と一体の事業であること。また、申請面積が30aを超える ため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、 秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第9号の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、令和元年第9回総会議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第9号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご 意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第9号は、秋田県農業会議の意見を必要する議案であります。 お諮りいたします。議案第9号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、 許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、申請面積は30aを超えないが、いずれにも該当しない第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

次に、議案第10号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定 した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

次に、議案第10号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、第1種農地であるが、不許可の例外である「申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める第1種農地の面積が3分の1を超えないもの」に該当。申請面積が30aを超えないが、第1種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第10号1番から3番までの説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、5番·富樫公一委員。

○5番(冨樫公一委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第10号4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要は議案第9号と一体で行う事業であること。申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

次に、議案第10号5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、申請面積が30aを超えないが、第1種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第10号4番から5番までの説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。なお、議案第10号4番にかかる現地調査報告につきましては、令和元年第9回総会議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので省略し、議案第10号5番につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番(齋藤誠委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件へ

の支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第10号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第10号1番、3番、4番及び5番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第10号2番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第10号1番、3番、4番及び5番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第10号1番、3番、4番及び5番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第10号2番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第10号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第11号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第11号を読み上げて説明といたします。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

○議長

議案第11号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第11号は、原案どおり決議することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案どおり決議することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その 他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。こ れに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時27分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長佐藤系院機事録署名委員 小野 眞 一議事録署名委員 大場 弥吉